

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金 銭
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金17円
総額12,162,268,452円
なお、昨年12月に中間配当金として15円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき32円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日

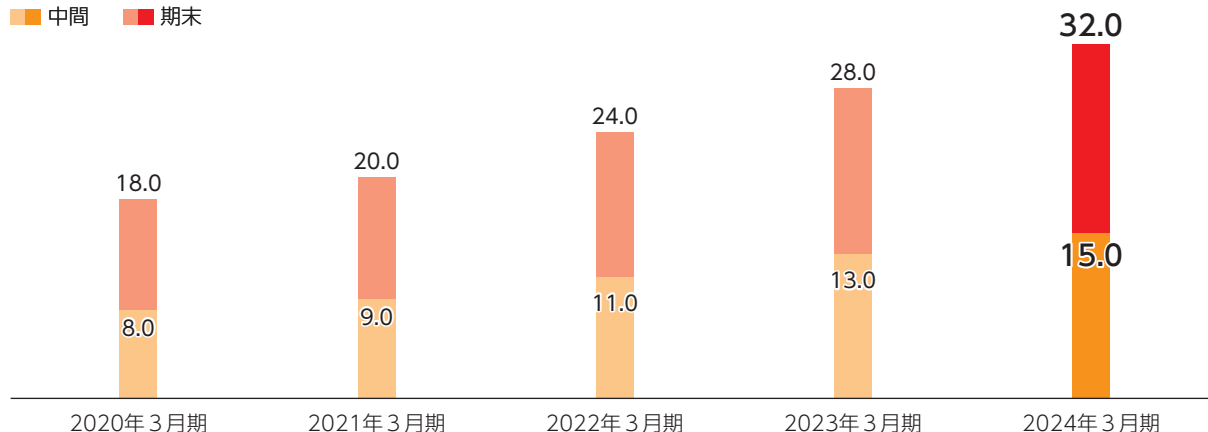
2. その他の剰余金の処分に関する事項

- 1 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金
35,000,000,000円
- 2 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金
35,000,000,000円

■ 配当額の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役木内登英は本総会終結の時をもって任期が満了となります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行の取締役の任期は2年から1年となり、取締役米本努、山崎清美、淡路睦、牧之瀬孝、小野雅康、佐久間英利、田島優子、高山靖子の8名は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	米本努 <small>よねもと つとむ</small> 再任	取締役頭取
2	山崎清美 <small>やまざき きよみ</small> 再任	取締役専務執行役員 兼営業本部長
3	淡路睦 <small>あわじ むつみ</small> 再任	取締役専務執行役員
4	牧之瀬孝 <small>まきのせ たかし</small> 再任	取締役常務執行役員
5	小野雅康 <small>おの まさ やす</small> 再任	取締役常務執行役員 兼管理本部長
6	田島優子 <small>たしま ゆうこ</small> 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
7	高山靖子 <small>たかやま やすこ</small> 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
8	木内登英 <small>きうち たかひで</small> 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
9	吉澤亮二 <small>よしざわ りょうじ</small> 新任 社外 独立	—

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者



1964年7月9日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
198,223株

1 よねもと つとむ 米本 努

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2020年4月	同取締役専務執行役員 グループCSO（最高企画責任者）・グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）企画本部長
2014年6月	同経営企画部長	2021年4月	同取締役専務執行役員
2016年6月	同執行役員 営業支援部長	2021年6月	同取締役頭取（現任）
2017年6月	同取締役常務執行役員		
2018年6月	同取締役常務執行役員 グループCBO（最高営業責任者）営業本部長		
2019年6月	同取締役専務執行役員 グループCSO（最高企画責任者）企画本部長		

取締役候補者とした理由

2017年6月より取締役役に就任、2021年6月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。



1964年12月22日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
104,212株

2 やまざき きよみ 山崎 清美

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2020年6月	同常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
2014年6月	同佐倉支店長	2021年4月	同専務執行役員兼営業本部長 グループCBO（最高営業責任者）
2016年6月	同ローン営業部長	2021年6月	同取締役専務執行役員兼営業本部長 グループCBO（最高営業責任者）（現任）
2017年6月	同営業支援部長		
2018年6月	同執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長		
2019年6月	同執行役員（国内営業担当）		

取締役候補者とした理由

営業支援部長、中央支店長兼京成駅前支店長、本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長等を歴任したほか、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。



1966年4月2日生 女性
■ 所有する当行の株式の数
 71,479株

3 あわ じ むつみ
淡路 睦

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---------------------------------|----------|---|
| 1989年 4月 | 当行入行 | 2022年 4月 | 同取締役常務執行役員
グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）、グループCHRO（最高人事責任者） |
| 2016年 6月 | 同地方創生部副部長 | 2023年 4月 | 同取締役専務執行役員
グループCSO（最高企画責任者）、グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）（現任） |
| 2018年 6月 | 同地方創生部長 | | |
| 2019年 6月 | 同執行役員 地方創生部長 | | |
| 2020年 4月 | 同執行役員 法人営業部長 | | |
| 2021年 4月 | 同常務執行役員
グループCHRO（最高人事責任者） | | |
| 2021年 6月 | 同取締役常務執行役員
グループCHRO（最高人事責任者） | | |

取締役候補者とした理由

地方創生部長、法人営業部長等を歴任したほか、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者といたしました。



1968年2月8日生 男性
■ 所有する当行の株式の数
 42,886株

4 まきのせ たかし
牧之瀬 孝

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|-------------|----------|---|
| 1990年 4月 | 当行入行 | 2023年 4月 | 同常務執行役員グループ
CHRO（最高人事責任者） |
| 2018年 6月 | 同経営企画部長 | 2023年 6月 | 同取締役常務執行役員グループ
CHRO（最高人事責任者）
（現任） |
| 2019年 4月 | 同香港支店長 | | |
| 2021年 4月 | 同執行役員人材育成部長 | | |

取締役候補者とした理由

経営企画部長、香港支店長、人材育成部長等を歴任したほか、2023年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者といたしました。



1967年2月22日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
44,500株

5 おのまさやす 小野 雅 康

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2023年4月	当行常務執行役員グループCRO（最高リスク管理責任者）
2018年12月	同コンプライアンス部長	2023年6月	同取締役常務執行役員グループCRO（最高リスク管理責任者）
2019年4月	同経営企画部長	2023年10月	同取締役常務執行役員兼管理本部長グループCRO（最高リスク管理責任者）（現任）
2019年6月	同執行役員 経営企画部長		
2020年10月	同執行役員 新事業担当		
2021年4月	同経営企画部兼人材育成部（地域商社事業統括）		
2021年5月	ちばぎん商店株式会社 取締役社長		

取締役候補者とした理由

コンプライアンス部長、経営企画部長、グループ子会社のちばぎん商店株式会社の取締役社長等を歴任したほか、2023年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者としていたしました。



1952年7月26日生 女性

■ 所有する当行の株式の数
0株

6 たしまゆうこ 田島 優 子

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	東京地方検察庁検事	2015年10月	株式会社九州フィナンシャルグループ 社外監査役
1992年4月	東京弁護士会弁護士登録 さわやか法律事務所 弁護士（現任）	2016年6月	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 社外監査役（現任）
2006年7月	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	2021年6月	株式会社九州フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2015年6月	当行社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田島優子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコンプライアンスや法務に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。



1958年3月8日生 女性
 ■ 所有する当行の株式の数
 0株

7 たか やま やす こ
高山靖子

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社資生堂入社	2015年 6月	日本曹達株式会社 社外取締役
2006年 4月	同お客さまセンター所長	2016年 6月	三菱商事株式会社 社外監査役
2008年10月	同コンシューマーリレーション部長	2017年 6月	横河電機株式会社 社外監査役(現任)
2009年 4月	同お客さま・社会リレーション部長	2019年 6月	コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2010年 4月	同CSR部長		
2011年 6月	同常勤監査役		
2015年 6月	同顧問		
2015年 6月	当行社外取締役(現任)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコーポレートガバナンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。



1963年11月29日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

8

き うち たか ひで
木内 登英

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社野村総合研究所入社	2012年 7月	日本銀行 政策委員会審議委員
2002年 6月	同経済研究部 日本経済研究室長	2017年 7月	株式会社野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト (現任)
2004年 6月	野村証券株式会社 金融経済研究所調査部次長 兼 日本経済調査課長	2020年 6月	当行社外取締役 (現任)
2007年 6月	同金融経済研究所 経済調査部長 兼 チーフエコノミスト		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木内登英氏は、株式会社野村総合研究所及び野村証券株式会社において、エコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員として金融政策の審議等を担った経験を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。



1964年11月23日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

9 よし ざわ りょう じ 吉澤 亮二

新任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社足利銀行入行	2017年 4月	同金融機関格付部シニア・ディレクター
1998年10月	西ドイツ州立銀行 (West LB) 入社	2023年11月	同金融機関格付部マネージング・ディレクター
2001年 5月	スタンダード&プアーズ (現 S&Pグローバル・レーティング) 入社	2024年 4月	同退社
2004年 4月	同金融機関格付部ディレクター (主席アナリスト)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉澤亮二氏は、S&Pグローバル・レーティング 金融機関格付部マネージング・ディレクターとして、金融機関の信用力分析に従事したほか、分析面における社内の最高評議機関のメンバーとして全世界の銀行の格付水準および分析手法を監督するなど高い専門性を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、長年、金融機関を比較分析してきた専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

独立性に関する補足説明

吉澤亮二氏は、S&Pグローバル・レーティング金融格付部においてマネージング・ディレクターを務めておられましたが、2024年4月に同社を退職しており、退職後は同社での業務運営に関与していません。また、同社と当行との間における2023年度の取引額は、同社の連結売上高の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。






- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 田島優子氏、高山靖子氏、木内登英氏、吉澤亮二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者4名は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である田島優子氏、高山靖子氏、木内登英氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。また、当行は、社外取締役候補者である吉澤亮二氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

ご参考：取締役及び監査役のスキルマトリックス

当行取締役（選任候補者）及び監査役（現職）のスキルマトリックスは以下のとおりです。

地位							
		米本 努 取締役頭取 (代表取締役) グループCEO	山崎 清美 取締役専務執行役員 (代表取締役) グループCBO 営業本部長	淡路 睦 取締役専務執行役員 (代表取締役) グループCSO グループCDTO	牧之瀬 孝 取締役常務執行役員 グループCHRO	小野 雅康 取締役常務執行役員 グループCRO 管理本部長	田島 優子 取締役 (社外取締役)
取締役・ 監査役の専門性と経験	企業経営	●				●	●
	財務／会計／金融	●	●	●	●	●	
	リスク管理／法務	●	●	●	●	●	●
	地域営業	●	●		●		
	国際／市場運用	●	●		●	●	
	IT／DX	●		●			
	サステナビリティ			●	●		

※本一覧表は、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

 高山 靖子 取締役 (社外取締役)	 木内 登英 取締役 (社外取締役)	 吉澤 亮二 取締役 (社外取締役)	 福尾 博永 常勤監査役	 菊地 和博 常勤監査役 (社外監査役)	 高橋 経一 常勤監査役 (社外監査役)	 斎藤 千草 非常勤監査役	 高橋 渡 非常勤監査役 (社外監査役)
						●	
	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
			●				
	●	●		●	●		
	●				●		
●		●		●			

以上

<ご参考> 当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近^(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ①当行を主要な取引先^(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ②当行の主要な取引先^(注3) またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている
コンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④当行を主要な取引先^(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥当行の主要株主^(注4) またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦次に掲げる者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者^(注6)
 - A. 上記①～⑥に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額を年額140百万円以内、当行が発行又は処分する当行普通株式の総数を年500,000株以内とそれぞれご承認をいただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の譲渡制限付株式制度（以下「本制度Ⅰ」という。）を一部改定することといたします。これに加え、役員の報酬と会社業績及び当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当行が予め定める業績目標等の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式を交付する制度（以下「本制度Ⅱ」という。また「本制度Ⅰ」及び「本制度Ⅱ」をあわせて「本制度」と総称する。）を新たに導入することといたします。

本制度全体の概要は以下のとおりです。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、別途取締役会で決定することといたします。

項目	本制度Ⅰ	本制度Ⅱ
譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権および金銭の総額	年額140百万円以内（本制度Ⅰ、本制度Ⅱを合わせた金額の総額とする。）（※1）	
発行又は処分する当行普通株式の総数	500,000株以内（本制度Ⅰ、本制度Ⅱを合わせた総数とする。）（※1）（※2）	
1株当たりの払込金額	当行の普通株式の発行又は処分に係る当行の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。以下同じ。）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額	

（※1）本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにより譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権及び金銭の総額は年額140百万円以内、また、各事業年度において対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は年500,000株以内であり、いずれも2021年6月25日にご承認をいただいた報酬枠の上限から変更はございません。

（※2）本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。以下同じとします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当行の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当行の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当行の業況、当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当行の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の本制度を当行の取締役会の決議により導入する予定です。

1. 本制度Ⅰの概要

(1) 本制度Ⅰの内容の一部改定について

今般、当行は、上記のとおり、「本制度Ⅱ」を導入することに伴い、譲渡制限期間等の譲渡制限付株式報酬の内容について統一的な運用を行うとともに、「本制度Ⅱ」において採用されるマルス・クローバック制度を「本制度Ⅰ」にも適用するため、以下に記載のとおり、「本制度Ⅰ」の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」という。）の内容の概要を一部改定したく存じます。

(2) 本割当契約Ⅰの概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）の払込期日より当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」という。）。ただし、当該退任した直後の時点が、本割当株式Ⅰの割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間Ⅰの終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。

② 退任時の取扱い

対象取締役が、当行の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、役務提供期間中、継続して当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、①当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間Ⅰが満了する前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後譲渡制限期間Ⅰの満了前に正当な理由以外の理由により、当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限Ⅰを解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

⑤ マルス・クローバック制度

当行は、譲渡制限期間Ⅰ中及び譲渡制限Ⅰの解除後において、対象取締役が法令又は社内規程に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当行取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割り当てられた本割当株式Ⅰ又は譲渡制限Ⅰが解除された当行普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式Ⅰ又は譲渡制限Ⅰが解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

⑥ その他の事項

本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

2. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、業績評価期間の業績の状況に応じて、対象取締役に對して業績評価期間終了後に当行の普通株式を発行又は処分する制度です。具体的な業績評価期間については毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度とし、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については業績評価指標を、当行の取締役会において予め定めるものといたします。

(1) 金銭債権の額の算定方法

当行は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当行の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

① 各対象取締役に発行又は処分する当行の普通株式の数 (※ 1)

役位別基準額 (※ 2) / 交付時株価 (※ 3) × 業績評価係数 (※ 4)

② 各対象取締役に支給する金銭債権の額

上記①で算定した当行の普通株式の数 × 交付時株価 (※ 3)

(※ 1) 計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。

(※ 2) 対象取締役の役位別基準額は、当行の取締役会において予め定めるものといたします。

(※ 3) 業績評価期間終了後に行われる当行の普通株式の発行又は処分に係る当行の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値を基礎として当行の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

(※ 4) 業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、0%～150%の範囲で、当行の取締役会において予め定めるものといたします。

(2) 対象取締役に対する支給条件

当行は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に對して、上記(1)に基づき算出される数の当行の普通株式を発行又は処分いたします。

① 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当行の取締役又は執行役員の地位にあったこと

② 当行の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③ その他当行の取締役会が本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中又は業績評価期間終了後当行の普通株式の発行又は処分の日までに、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合及び当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅱに基づく当行の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、当行の普通株式に代わり、金銭を支給するものといたします。当該対象取締役に支給する金銭の額は、役位別基準額を業績評価係数等に応じて合理的に調整して得られる金額といたします。

本制度Ⅱに基づき当行の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当行と対象取締役との間で、下記に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という。）を締結することを条件といたします。但し、対象取締役が当該普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当行の取締役又は執行役員のいずれの地位にもない場合はこの限りではありません。

(3) 本割当契約Ⅱの概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）の払込期日より当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、本割当株式Ⅱについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」という。）。ただし、当該退任した直後の時点が、本割当株式Ⅱの割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間Ⅱの終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。

② 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの満了前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。

⑤ マルス・クローバック制度

当行は、譲渡制限期間Ⅱ中及び譲渡制限Ⅱの解除後において、対象取締役が法令又は社内規程に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当行取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割り当てられた本割当株式Ⅱ又は譲渡制限Ⅱが解除された当行普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式Ⅱ又は譲渡制限Ⅱが解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

⑥ その他の事項

本割当契約Ⅱに関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

変更前	変更後
<p>1. 基本方針</p> <p>当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭としての固定基本報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬としての固定報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、金銭としての固定基本報酬のみとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。</p>	<p>3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。金銭としての業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給するものとする。固定株式報酬の付与数は、役位毎の責任の重さに応じて決定するものとし、業績連動株式報酬の付与数は、業績目標の達成度合いに応じて決定するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。</p> <p>なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。</p> <p>5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項</p> <p>個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会で審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。</p>	<p>4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。</p> <p>なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：固定株式報酬：業績連動株式報酬＝70：10：10：10とする。</p> <p>5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項</p> <p>個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会で審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。</p> <p>また、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し報酬の受益権の没収（マルス）、返還請求（クローバック）ができる制度を設ける。</p>

以上